

議案第34号

天理市体育施設条例の制定について

天理市体育施設条例を次のように制定しようとする。

平成25年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

天理市体育施設条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、天理市体育施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 天理市体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良県天理健民運動場	天理市西長柄町595番地
天理市白川ダム運動場	天理市檜町895番地
天理市二階堂運動場	天理市嘉幡町520番地
天理市福住運動場	天理市福住町4792番地26
天理市立二階堂体育館	天理市嘉幡町520番地
天理市立三島体育館	天理市三島町140番地1
天理市グラウンド・ゴルフ場	天理市杉本町150番地

(管理)

第3条 天理市体育施設(以下「体育施設」という。)の管理は、天理市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(指定管理者による管理)

第4条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、体育施設の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(利用日及び利用時間)

第5条 体育施設の利用日及び利用時間は、教育委員会が規則で定める。

(業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 体育施設及び附属設備（以下「体育施設等」という。）の利用の許可等に関すること。
- (2) 体育施設等の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関すること。
- (3) その他体育施設等の管理に関し教育委員会が必要と認める業務（利用の許可）

第7条 体育施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、体育施設等の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（許可の制限）

第8条 指定管理者は、体育施設等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 政治的又は宗教的活動が目的であると認めるとき。
- (2) 営利が目的であると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- (4) 施設、設備等に損害の生ずるおそれがあると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他不適當と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により体育施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

（利用料金）

第10条 利用者（天理市白川ダム運動場及び天理市二階堂運動場の利用者を除く。次条において同じ。）は、指定管理者に体育施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の許可を受けた際に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に第1項の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（利用料金の還付）

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰すことができない理由によって利用できなくなったとき。

(2) 公益上又は指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用日前2日までに利用の許可の取消しを申し出たとき。

(4) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、教育委員会が規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

（目的外利用等の禁止）

第13条 利用者は、許可を受けた目的以外に体育施設等を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第14条 利用者は、利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用

許可の取消し等があったときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第15条 体育施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 教育委員会は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(天理市民運動場条例等の廃止)

2 天理市民運動場条例(平成10年3月天理市条例第8号)、天理市健民運動場条例(昭和52年9月天理市条例第22号)、天理市立体育館条例(昭和55年3月天理市条例第3号)及び天理市グラウンド・ゴルフ場条例(平成19年6月天理市条例第16号。以下これらを「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、この条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。

別表（第10条関係）

体育施設等の利用料金

1 奈良県天理健民運動場の照明設備利用料金

利用単位	全点灯	6割点灯
30分当たり	2,650円	1,650円
備考		
1 30分未満は、30分とみなす。		
2 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。		

2 天理市福住運動場の利用料金

(1) テニス場利用料金

コート1面につき1時間当たり	500円
備考	
1 1時間未満は、1時間とみなす。	
2 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。	

(2) 温水シャワー利用料金

1回につき	100円
-------	------

3 天理市立二階堂体育館及び天理市立三島体育館の利用料金

(1) 体育館利用料金

利用単位	全面	半面	照明設備
1時間当たり	500円	200円	300円
備考			
1 1時間未満は、1時間とみなす。			
2 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。			

(2) 附属設備利用料金

附属設備の名称	単位	利用料金	備考

		(1回につき)	
バスケットボール用具	1式	200円	ボールを除く。
バレーボール用具	1式	200円	ボールを除く。
バドミントン用具	1式	200円	ラケット及びシャトルを除く。
卓球用具	1式	50円	ラケット及び球を除く。

(3) 天理市立二階堂体育館温水シャワー利用料金

1回につき	100円
-------	------

4 天理市グラウンド・ゴルフ場の利用料金

(1) グラウンド・ゴルフ場利用料金

区分		9:00~13:00	13:00~17:00	9:00~17:00
個人利用	16歳未満及び 65歳以上	200円	200円	350円
	一般	400円	400円	700円
	独占利用			
	1コース	3,000円	3,000円	5,500円
	2コース	6,000円	6,000円	10,500円
備考 市外に住所(団体又は法人にあっては、その事務所)を有する者が 利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。				

(2) 用具利用料金

品名	単位	利用料金
クラブ	1本	100円
ボール	1個	50円